

Q.1	PDFにサイズ情報を埋め込むソフトが何かわかれば教えていただきたい。
A.1	一般的には紙サイズセンサーを持つフラッドベッドタイプスキャナの制御ソフトにてPDFを生成することで、サイズ情報を保持できます。ちなみに読み取り解像度や諧調情報もPDFに保持可能です。生成されたPDFファイルのこれらの情報はAdobe PhotoShopなどのイメージ編集ソフトなどで確認することができます。
Q.2	具体的な国税申請プロセスについて。
A.2	スキャナ保存の申請につきましては、承認申請書並びに記載要領等が国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/3030_01.htm)に掲載されていますので、そちらに記入をした上で、「承認を受けようとする国税関係書類の電磁的記録の保存をもって書類の保存に代える日」の3か月前の日までに、所轄税務署長に提出します。尚、申請時には、添付書類として、電子計算機処理システムの概要を記載した書類や、事務手続きの概要を明らかにした書類等も必要となりますので、申請の前までに準備が必要です。必ずしも申請時点で、システムそのものは完成していることは義務ではありませんが、電磁的記録の保存をもって書類の保存に代える日までには、システム、運用、規程類等が準備されている必要がありますので、注意が必要となります。電子帳簿保存法Q&A等も参考にしてください。(URLは2015年11月現在のものとなります)
Q.3	検索に必要な項目について。
A.3	電子帳簿保存法施行規則第三条第一項第五号及び第五項第七号により、スキャナ保存の場合の、検索に必要な項目については、次となります。 「取引年月日、その他の日付、取引金額その他の国税関係書類の種類に応じた主要な記録項目を検索の条件として設定できること」 さらに、電子帳簿保存法取扱通達4-35において、領収書、請求書、納品書、注文書、見積書について、該当記録項目の例示が掲載されています。尚、帳簿との関連性の保持の要件を一連番号等で確保している場合には、当該一連番号でも検索できることが要件となります。(条文番号/通達番号は2015年11月現在のものとなります)
Q.4	一部の契約書(領収書)のみをスキャナ保存することは税法上ゆるされるか。スキャナ保存した契約書(領収書)は税法上OKですが、法務上(裁判等)や他の法律では有効なものとなるか。
A.4	電子帳簿保存法Q&Aの73において、「他の書類とは別の処理手順が定められ、保存も他の書類と区分して行われるなど、書類の取扱いが他の書類と明確に区分される場合は、その区分ごとに申請することができます。」と記載されています。よって、契約書(領収書)においても、そのような条件のもとでは一部のみをスキャナ保存することが可能と考えられます。尚、電子帳簿保存法によってスキャナ保存された契約書(領収書)が、法務上(裁判等)や他の法律で有効となりうるかは、当方では判断できるものではありません。各々の所管や弁護士等へ事前に確認することが必要と思われる。
Q.5	①文書管理Sに登録する検索項目の必須とされていた項目は全て必要でしょうか。 ②スキャナのインプリンタオプションでデジタルプリントでナンバリングされるものは改ざんとみなされるのでしょうか。
A.5	①Q. 3の回答を参照下さい。 ②スキャニング対象書類に記載されている内容の正確な把握を妨げる場合は、改ざんとみなされます。(記載されている文字の上に重なるような印字や元の内容を誤認識させるような印字) 一方、管理上の理由から記載内容に影響を与えない箇所に連番等を印字してスキャニングする場合は、運用方法等により認められる可能性もあります。所轄の税務署へ事前に確認をされる事をお勧めいたします。